R８.10.1版

令和９年度 宍粟市学童保育事業の利用について（募集用）

学童保育

☆申請方法

以下の申請書に必要事項を記載し、証明書類等を添付のうえ、申請してください。

○学童保育事業利用申請書兼誓約書（裏面：利用者調査票）
○就労等証明書または利用事由に応じた証明・確認書類

※様式は市のホームページからダウンロードすることができます。

◆書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

◆同一世帯（同居や同一敷地内も含む）の親族など、児童の面倒をみる方がある場合は利用できません。

☆申請書交付および受付場所

・こども未来課・一宮保健福祉課・波賀保健福祉課・千種保健福祉課・各学童保育所

☆受付期間・申請書提出期限

◆４月１日当初から利用希望の場合　令和８年10月16日（金）～令和８年11月15日（日）

※開庁日の受付（土日祝はオンライン申請のみ可能）

◆年度途中随時利用希望の場合　利用開始希望月の前月10日締切（土日祝の場合は前倒し）

＜例：夏休みから（7月21日～）利用希望の場合：６月10日まで＞

☆利用許可決定

利用申請者の家庭の状況等を審査し、当初決定（４月利用開始）は２月上旬頃、随時決定は、利用開始月の前月中旬頃に結果を通知します。なお、定員を超える場合は、低学年から優先的に決定させていただきます。（随時申込の決定は、定員および支援員配置に余裕がある場合のみ利用許可決定を行います。）

１　学童保育事業とは

学童保育事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業等の終了後に学童保育所において適切な遊び及び生活の場を確保することにより、その児童の健全な育成を支援することを目的としています。



２　実施場所・開業日・休業日・実施時間について

（１）実施場所等　（**R８.10.１時点**）

学童保育所名	電話	開設場所	対象/定員	土曜日・長期休業中実施場所	
				土曜日	長期休業中（月～金）
山崎学童保育所	６２-０６１６	山崎小学校内	小学生/55	山崎南	山崎
山崎西学童保育所	６２-０６４０	山崎西小学校内	小学生/30		山崎西
山崎南学童保育所	６３-０３７０	山崎南小学校敷地内	小学生/100		山崎南
河東学童保育所	６２-０７１６	河東小学校敷地内	小学生/80	河東	河東
神野学童保育所	６２-０６５０	旧神野幼稚園内	小学生/30		神野
蔦沢学童保育所	６５-０７２５	蔦沢小学校内	小学生/10		山崎西
一宮北学童保育所	７４-８０００	旧御形寮内	小学生/30	一宮北	一宮北
はりま一宮学童保育所	７２-１０１５	はりま一宮小学校内	小学生/38	波賀	はりま一宮
波賀学童保育所	７５-２２６３	波賀小学校内	小学生/30		波賀
千種学童保育所	７６-２１００	千種小学校内	小学生/30		千種
くりのみ学童クラブ	６５-９４１７	くりのみ学童クラブ	小学生/57	※くりのみ学童クラブへ直接お問い合わせ・お申込みください。	
誠心学園学童教室	７３-９１２５	誠心学園学童教室内	小学生/40	※誠心学園学童教室へ直接お問い合わせ・お申込みください。	

※ 人数状況等により実施場所や定員等は変更する（合同で開設など）場合があります。

※ 山崎南学童保育所は山崎南第二学童保育所（山崎南中学校敷地内）を含みます。

【重要】利用申請提出後から利用開始日までに申請を取り下げたい場合は、必ず利用取下届をご提出ください。

（２）開業日・休業日・実施時間

○開　業　日　：　日曜日・祝日を除く毎日　※休日登校等により、平日が振替休業日となる場合は各所で１日保育を実施

○休　業　日　：●夏季休暇（８月１３日～１５日）　●年末年始(１２月２９日～１月３日)

●年度の末日(新年度の受入準備)：３月３１日が日曜日の場合は、前日の３月３０日が休業

●児童の通所予定のない日　●その他特に休業が必要な日（その都度通知します）

○実施時間　：【平日(授業のある日)】：下校後から午後６時まで（午後６時に閉所）

【土曜日、長期休業日等の学校休業日】：午前８時から午後６時まで（午後６時に閉所）

※ 開所時間は必ず守ってください。また、午後６時閉所ですので、お迎えを午後６時までにお願いします。

3　通所等の方法

- 平日の通所　→　下校後、各学校から各学童保育所へ通所します。
- 平日の退所及び土曜日・長期休業中の通所退所　→　児童の安全確保のため必ず保護者が責任をもって送迎を行ってください。

＊　各学童保育所とも午後６時には閉所します。必ず時間内に迎えに来てください。

＊　連続して午後６時以降の迎えになる場合は、退所していただくことがあります。

※　送迎時は各学童保育所で指定された駐車場を利用するようにしてください。（場所によっては通行経路が定められている場合も有）

（時間内に迎えが難しい場合などは、ファミリーサポートセンターに会員登録をすることで、迎えをお願いできる場合がありますが、長期に渡る毎日の送迎に　ついては保障するものではありませんのでご了承ください。

詳しくは、宍粟市役所　子育て支援課内宍粟市ファミリーサポートセンター　TEL６３－３１７６ へお問い合わせください。）

4　利用料等について

（１）利用料について

	月額基本利用料	7月	8月	利用料以外の負担
小学生	6,000円	7,000円	8,000円	○1,200円（月額）おやつ代等諸雑費 ○傷害保険料800円（年額） ●連絡帳　２冊目から自費購入 〔※夏休み等短期利用の場合は１冊目から保護者負担〕

- 月の途中の利用開始、利用中止の場合も１か月分の利用料等を負担いただきます。（日割り計算はできません。）
- **利用をしなかった月でも中止届（退所）の提出がない限り、利用料等はかかります。**
- 利用料等は、毎月末日（末日が金融機関休業日の場合は、休業日明けの平日）に口座振替にて納付していただきますので、残高確認をお願いします。
- **利用料等を３か月以上納付せず、納付相談にも応じない場合は、退所していただきます。**

（２）利用料の減免について（おやつ代等諸雑費及び傷害保険料については減免対象外）※詳細はこども未来課にお問い合わせください。

小学校の要保護・準要保護の認定を受けている場合は、減免申請書の提出により月額基本利用料部分について減免措置を受けることができます。

5　昼食について

土曜日や長期休業中など昼食等が必要なとき（学校給食が行われないとき）は各自お弁当と水筒を持参させてください。

6　健康管理

●事業実施中に生じた事故（ケガ）は応急措置をします。状況に応じ、保護者に迎えの連絡をさせていただきます。

●利用開始時に全員、スポーツ安全保険に加入していただきますので、通院１日以上の治療で保険金を請求することができます。

医療機関で受診される際は、マイナンバーカード・乳幼児等医療費受給者証等を提示してください。

●発熱等で体調不良となった時は、緊急連絡先に連絡を入れます。お迎えにご協力ください。

●おやつは市販のものです。アレルギーがある場合は、必ず事前に申し出てください。

●感染症にかかった場合は、学童保育所が集団生活の場であるため、治癒するまで事業の利用ができません。

●**学童保育所では原則与薬（点眼薬・塗り薬含む）は行いません。**やむを得ない場合は、与薬依頼書が必要ですのでお申し出ください。

●学級（学年）閉鎖等になった場合は、その学級（学年）に属する児童は、事業の利用はできません。

7　利用決定後の届出事項について

各学童保育所へ申し出て、書類を提出してください。

▼利用中止届　：　年度の途中で当事業の利用の必要がなくなった場合は、利用を中止する月の月末までに必ず「利用中止届」を提出してください。利用中止届の提出があるまでは、在籍児童として利用料等を徴収します。

▼届出内容変更届　：　住所・氏名・保護者・勤務先の会社・勤務場所・勤務時間の変更など当初申請書に記載した内容に変更がある場合は、届出内容変更届の提出が必要です。

★「内定・採用予定」の就労証明書で申請書を提出された方は、実際に勤務が始まったら就労証明書の再提出が必要です。

8　その他

●学童保育所は、塾のように勉強を教えるところではありません。宿題の時間はとりますが、自己学習となります。

●その他、利用の詳細については、各学童保育所からのおたより等で随時お知らせします。